

報告事項No. 7

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 臨時代理した事項

(1) 件名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について

(2) 内容

令和5年第5回市議会定例会に提出を予定する議案のうち、次の教育に関する事務に係る議案について、異議のない旨の意見を提出した。

- ・議案第164号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第165号 川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び川崎市公営企業職員の給与及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第193号 川崎市黒川青少年野外活動センターの指定管理者の指定について
- ・議案第198号 令和5年度川崎市一般会計補正予算

2 臨時代理を行った日

令和5年11月10日

3 臨時代理を行った理由

令和5年11月14日開催の教育委員会定例会以前に、令和5年第5回市議会定例会に提出を予定する議案のうち、教育に関する事務の部分について意見を提出する必要があるため

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和41年川崎市教育委員会規則第12号）

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条各号に規定する事務について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の委員会会議に報告し、その承認を受けなければならない。

5川教庶第883号

令和5年11月10日

川崎市長様

教育長

令和5年第5回市議会定例会提出予定議案に係る教育委員会の意見聴取について（回答）

令和5年1月26日付け4川総庶第1604号にて依頼のありました標記の件につきまして、次の議案に係る教育に関する事務の部分について、異議はございません。

<令和5年第5回市議会定例会提出予定議案のうち、教育に関する事務の部分>

議案第164号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第165号 川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び川崎市公営企業職員の給与及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第193号 川崎市黒川青少年野外活動センターの指定管理者の指定について

議案第198号 令和5年度川崎市一般会計補正予算

（教育委員会事務局総務部庶務課担当）

電話200-3260

内線50101

写

4川総庶第1604号

令和5年1月26日

教 育 長 様

川 崎 市 長

令和5年市議会定例会提出議案に係る教育委員会の意見聴取について
(依頼)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和5年に開催される市議会定例会及び臨時会に提出を予定する各議案について、教育に関する事務の部分における貴委員会の意見を求めます。

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抄）
（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

(総務企画局総務部庶務課担当)

電話200 - 2046

内線21311